

地域共生社会に向けた 四国中央市における 市民後見人の活躍支援の取組み

令和7年度第2回四国中央市成年後見制度利用促進審議会（資料）

令和8年2月4日（水）

はじめに～議論の背景～

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画
優先して取り組む事項として「市民後見人の養成・活躍支援」
- 市民後見人への期待
ますます需要が増加することが見込まれる後見人等の担い手として
専門職後見人、親族後見人とは異なる視点からの支援
- 必ずしも後見人等として活動していない養成講座修了者が多い
- 四国中央市において、第8期自立支援協議会権利擁護部会が「四国中央市における市民後見人像」について協議し、令和5年、四国中央市成年後見制度利用促進連携協議会へ提案

四国中央市における市民後見人像

- 四国中央市が目指す地域共生社会の実現に向けた取組みに賛同し、社会貢献として、成年後見制度等を通じた権利擁護活動に従事する者
- 四国中央市が実施する市民後見人養成講座及び実務研修を修了した後、四国中央市が運営又は委託する支援機関に登録して、同機関からの支援等を受けながら活動する者

～具体的な権利擁護活動～

- ① 家庭裁判所から選任され成年後見人等として活動
- ② 日常生活自立支援事業の支援員としての活動
- ③ 法人後見の支援員としての活動
- ④ ①～③以外の権利擁護支援の活動

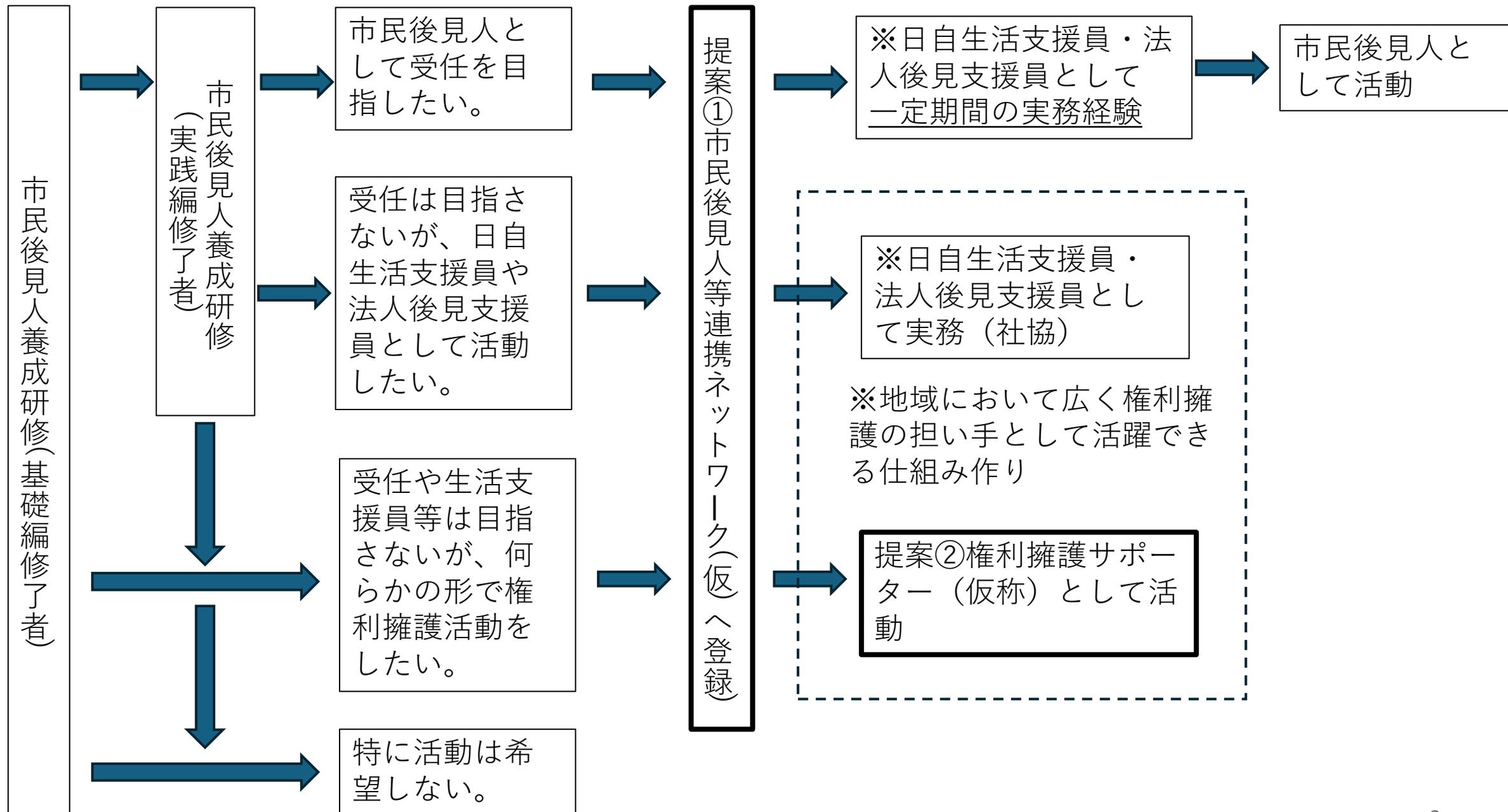
四国中央市における市民後見人養成の状況

- 令和6年度より市民後見人養成研修が開始、令和6・7年度の基礎編修了者が、令和7年11月に実施される実践編（講義）・令和8年1月に実施される実践編（集合研修）を修了した後、市民後見人バンクに登録され、実務経験を経て、市民後見人としての活動を目指す
- 「四国中央市における市民後見人の具体的な権利擁護活動の②③」について、中核機関において養成研修修了者が社協の法人後見支援員や生活支援員として活動できる体制構築について協議中
- ④「①～③以外の権利擁護支援の活動」については、地域の関係者と連携して検討を進めることが望ましい

市民後見人養成研修修了後の課題

- 養成研修修了後、各個人が後見人等や、法人後見の支援員等の権利擁護の担い手として活躍するためには、研修を受けたり、相談したり、情報を交換する為の「場」の提供が必要
- 後見人等、日常生活自立支援事業の支援員、法人後見の支援員としての活動を希望しない、あるいはそこに至るまでの「権利擁護活動の選択肢」の提供が必要

養成研修終了後のイメージ図



(提案①) 市民後見人等連携ネットワーク（仮称）の設置

1. 目的

市民後見人養成研修修了者が、市民後見人等として権利擁護活動を適切に実施するために、地域連携ネットワークの支援体制の下、継続してスキルアップを図り、市民後見人同士の交流や専門職等によるフォローアップにより、孤立を防ぎ、安心して活動できるバックアップ体制を構築する。また、権利擁護サポーター（仮称）としての活動等、地域において広く権利擁護の担い手として活躍できる基盤を構築する。

2. 実施主体

四国中央市社会福祉協議会 生活相談支援課 成年後見サポートセンター
（成年後見制度中核機関）

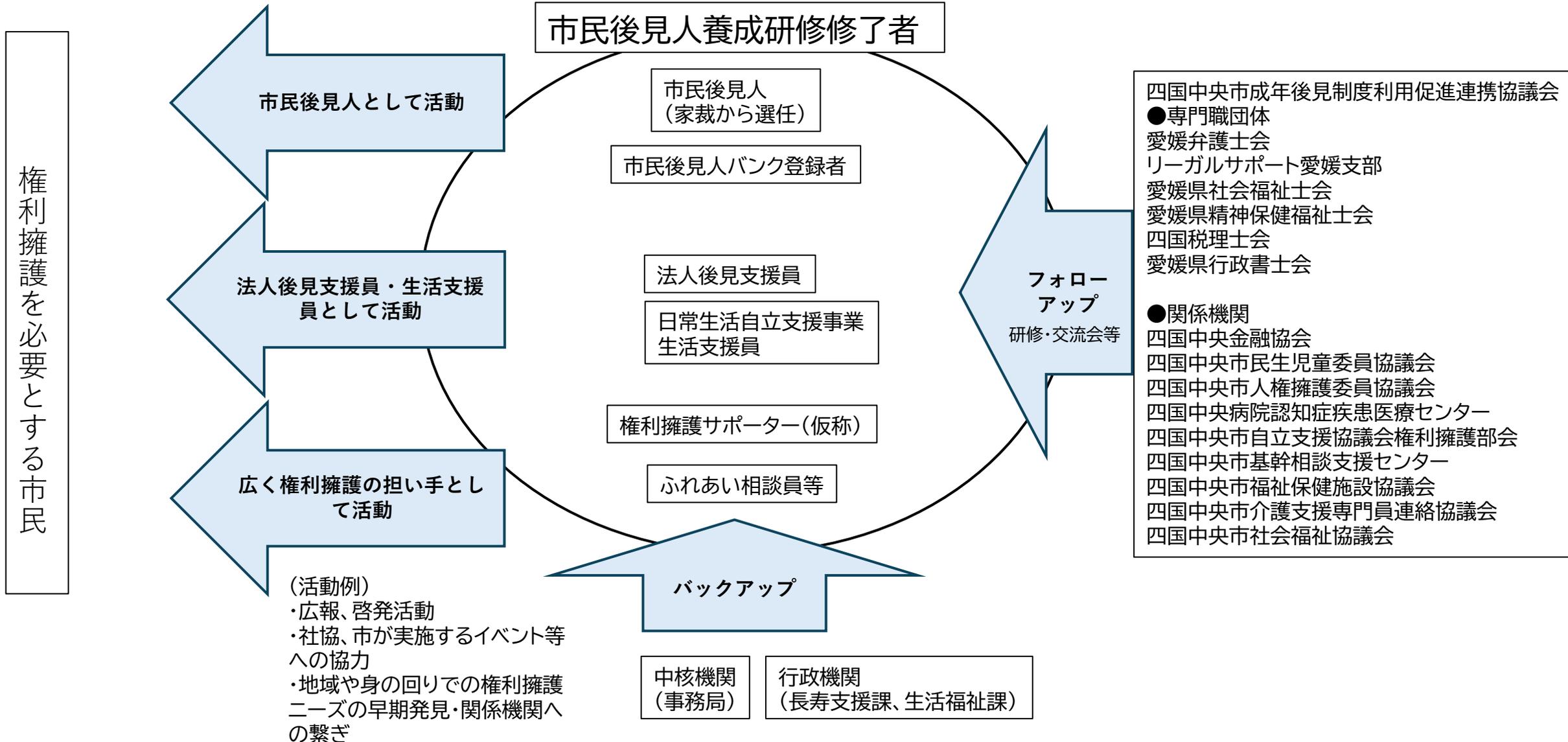
3. 対象者

市民後見人養成研修（基礎編）修了者、市民後見人、法人後見支援員、日常生活自立支援事業生活支援員、権利擁護サポーター（仮称）

4. 活動内容

- ① フォローアップ研修を受け、継続的に権利擁護に関するスキルアップを図る。
- ② 研修会や交流会等により、関係機関や専門職との地域連携ネットワークを強化する。
- ③ 権利擁護サポーター（仮称）や広報啓発活動等、権利擁護支援を推進する市民活動を展開する。

市民後見人等連携ネットワーク(仮称)イメージ図



(提案②)

四国中央市権利擁護サポーター（仮称）の創設

1. 目的

認知症や障がい等により判断能力が不十分であっても、自分らしく安心して暮らし続けられるまちを目指して、中核機関の関与の下で、市民後見人養成研修修了者が権利擁護サポーター（仮称）として、本人が自分の意思をできる限り尊重しながら選択・決定ができるように情報提供・助言・調整・代弁などの支援を行う。また、地域の権利擁護推進を目的として、成年後見制度等の広報啓発活動に取り組む。

2. 実施主体

四国中央市社会福祉協議会 生活相談支援課 成年後見サポートセンター
（成年後見制度中核機関）

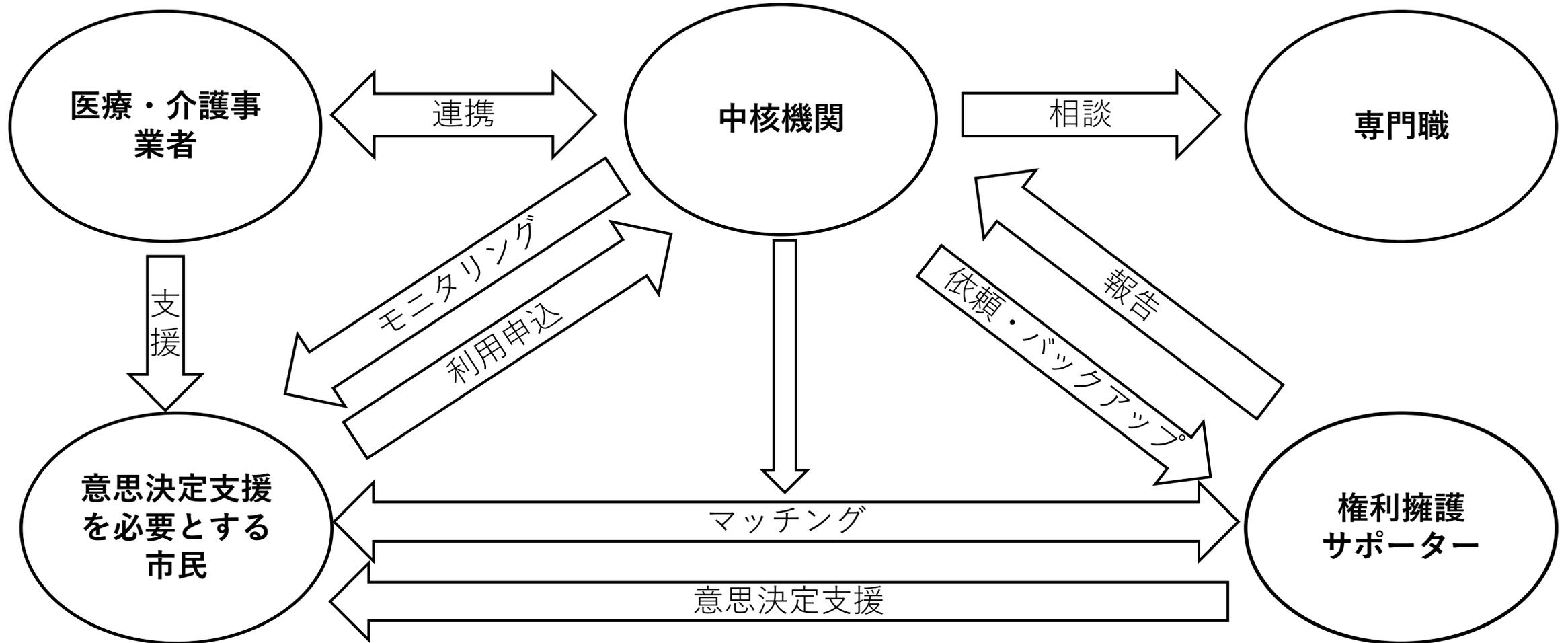
3. 対象者

市民後見人養成研修修了者（基礎編のみ修了者含む）の内、権利擁護サポーター（仮称）として活動を希望する者

4. 活動内容

- ① 市や社会福祉協議会等が実施するイベント等へ協力し、広報啓発活動に取り組む。
- ② 地域や身の回りにおける権利擁護ニーズを早期発見し関係機関へ繋ぐ。
- ③ 中核機関のマッチングにより、権利擁護サポーター（仮称）が利用者本人の自宅や入所施設等へ訪問し、生活状況の見守り・情報提供・意思の引き出し・代弁・調整を行う。（当面は、社会福祉協議会の法人後見・日常生活自立支援事業の利用者を対象とする。）

権利擁護サポーター(仮称)が取り組む 意思決定支援のイメージ図



※当面は、社会福祉協議会の法人後見・日常生活自立支援事業の利用者を対象とする。